

7八社審児認第15号  
令和7年(2025年)6月23日

八王子市長 初宿 和夫 殿

八王子市社会福祉審議会  
会長 杉原 陽子

### 認定こども園施策の方向性について(答申)

標記について、下記のとおり答申します。

記

#### 1. 質問及び答申事項

認定こども園施策の方向性について

#### 2. 検討結果

| 検討概要                          |  |
|-------------------------------|--|
| 認定こども園の機能(幼児教育と保育の一体的な提供)について | <p>・認定こども園は教育と保育を一体的に提供する機能を持つ。一方、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領では、就学前教育のねらいや内容等について整合性が確保されており、保育所及び幼稚園共通のプログラム「とうきょうすくわくプログラム」も実施されている。このように、施設類型に関わらず、在園児が教育を受けることが可能となっている。</p> <p>・転園することなく保育所部分から幼稚園部分に移動できるなど、就労状況に関わらず同一施設で、一体的に教育・保育を受けられる。</p> <p>⇒保育所では教育を、幼稚園では預かり保育等をそれぞれ提供しており、施設類型に関わらない教育・保育の提供体制は整っていることから、教育と保育を一体的に提供する機能は、認定こども園だけのメリットとは必ずしも言えない状況である。また、就労状況に関わらず入園できること、転園することなく保育所部分から幼稚園部分に移動できることなどのニーズは一定数存在すると考えられるため、既存施設の認定こども園化のメリットとして方向性を判断するにあたり考慮する必要がある。</p> |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 量(施設数・定員の確保状況や空き定員) | <ul style="list-style-type: none"> <li>就学前児童数は減少し、特定教育・保育施設の空き定員が増加している。</li> <li>着実な施設整備、少子化の進行により、定員の確保状況は充足している。</li> <li>認定こども園は八王子市内に偏在することなく設置されている。</li> <li>「八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針」では、保育施設の新規整備は実施しないこととし、既存の保育施設の改築・修繕を進めている。また、認定こども園については、保育所から移行した場合においても、幼稚園から移行した場合においても、互いの需要と競合するため、各地域における就学前児童数及び出生数の推移、今後の幼児教育・保育の需要、国の施策動向も見極めながら、慎重に検討していくとしている。</li> </ul> <p>⇒定員割れの発生、就学前児童数の減少などが問題となっている状況の中、認定こども園の設置支援を継続し、定員を新たに設定することは、保育所・幼稚園の互いの需要と競合することから需給バランスを損なう可能性がある。</p>       |
| 質(幼児教育・保育の質の向上)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な保育ニーズに対して、幼稚園の預かり保育等の様々な手法を活用して対応している。</li> <li>幼稚園の預かり保育については、保育の必要性の認定を受けることで無償化の対象となることから、保護者の負担も少ない。</li> <li>アンケート調査結果では、認定こども園化により幼児教育の質の向上を感じた保護者や職員は少ない結果となっている。<br/>(認定こども園への移行による質の向上について「変わらない」と回答した保護者は約 70%)</li> <li>幼児教育の質の向上に関する様々な取組が、保育所や幼稚園、認定こども園など施設類型に関わらず展開されている。</li> </ul> <p>⇒今後も様々な手法を活用して幼児教育・保育の質の向上を推進していく必要がある。これまで質の向上を目的として認定こども園の設置支援を推進してきたが、認定こども園化により質の向上を感じた保護者は少ない結果となっていることから、質の向上を目的とする施策展開の方向性について検討する必要がある。</p> |
| 費用対効果等              | <ul style="list-style-type: none"> <li>幼保連携型認定こども園に移行した場合、施設類型に関わらず、市の負担額(一般財源)は増加する。移行前後で園児の数に変更がない場合でも、保育所から移行する試算では負担額(一般財源)は約 1.2 倍、</li> </ul>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>幼稚園から移行する試算では約4.4倍の増額となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園の支出が減少しても、市から園に支出する事業費は変わらないため、認定こども園への移行が増えると事業費は増加する。</li> <li>・毎年事業費は計上し続ける必要があり、負担額の軽減は見込めない。</li> <li>・人口減少・高齢化により、今後の市税収入については、厳しい状況が続く見通しである。</li> </ul> <p>⇒認定こども園化による効果やその影響を検討し、事業費の増加に伴う財政負担、その他様々な施策展開を踏まえた判断が求められる。</p> |
|--|---|

### 3. 審議結果

以上の検討結果を踏まえ、認定こども園施策について、次のとおり答申する。なお、答申にあたっては、附帯意見を併せて記す。

#### (1) 審議結果

認定こども園化により需給バランスを損なう可能性、質の向上を図る施策の充実、既存施設の持続可能な運営体制の確保と認定こども園化に伴う事業費の負担から、認定こども園の設置支援の推進は一時的に休止せざるを得ないと判断する。

ただし、就学前児童数の減少や幼児教育・保育ニーズの多様化など、社会情勢は急速に変化しつつあることから、「八王子市子ども・若者育成支援計画」の策定にあわせ、5年ごとに就学前児童数・待機児童数の推移や教育・保育の量の見込みと確保方策、社会ニーズ、国や都の動向等を勘案し、施策の方向性を確認していくことが望ましい。

#### (2) 審議結果となった理由

| 検討概要      |   |
|-----------|---|
| 認定こども園の機能 | <p>既存の保育所・幼稚園においても、教育と保育が一体的に提供されており、認定こども園へ移行しなくとも、こどもは教育と保育の両方を受けることができる。一方、保護者の就労状況にかかわらず入園できることや、転園することなく保育所部分から幼稚園部分に移動できる認定こども園に対するニーズも一定数存在していると考えられる。</p> <p>このような中、市は令和2年から認定こども園への移行を推進し、令和7年4月現在で地域的に偏在することなく21施設が設置されている。これにより、保護者のニーズに応える環境は一定程度整備できていると</p> |

|                       |  |
|-----------------------|--|
|                       | 評価できる。以上の状況を踏まえると、現段階では、新たな認定こども園の設置支援を推進する状況ではないと判断する。  |
| 量(施設数・定員の確保状況や空き定員など) | <p>八王子市では、今後も就学前児童数は減少が見込まれており、令和7年4月現在、認可保育施設における空き定員数は538人、弾力化を除いた場合には972人となっている。</p> <p>地域的な保育需要の偏りはあるものの、定員割れが多くの施設で発生しているなど深刻な状況下で、認定こども園の設置支援を継続し、新たに定員を設定することは、保育所や幼稚園における需給バランスを悪化させ、既存施設の経営に対して影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>そのため、認定こども園の設置支援を継続するよりも、既存施設において地域の保育ニーズに対応できる持続可能な運営体制を確保することが適切であると判断する。</p> |
| 質(幼児教育・保育の質の向上)       | <p>保育従事者研修等の充実や保育士配置基準の見直しなど、幼児教育・保育の質の向上を図るための様々な施策が展開されており、認定こども園へ移行しなくとも、既存施設において質の向上を図ることは可能である。</p> <p>そのため、質の向上を目的に認定こども園の設置支援を推進するよりも、現在実施している幼児教育・保育センターによる支援の充実や多様化する保育ニーズに対応する施策の推進を図ることが、質の底上げに有効であると判断する。</p>  |
| 費用対効果等                | <p>これまでの認定こども園の設置支援については、一定の効果があったと判断できるが、移行に伴う事業費の増加は避けられない状況である。</p> <p>一方、費用対効果の観点からは、認定こども園の設置支援の継続による質の向上が効果的であると判断するのは難しい。さらに、人口減少・高齢化により、今後の市税収入については厳しい状況が続く見通しである状況において、事業費の増加を伴う認定こども園の設置支援の継続は、財政運営の持続可能性の観点から適切ではないと判断する。</p>  |

### (3)審議を通じた附帯意見

審議を通じて、以下の点について附帯意見を述べる。

#### ア 多様な教育・保育の提供体制の確保

保護者の希望に応じて、保育所、幼稚園、認定こども園など、様々な施設を選択して入園できる環境の整備に努めるとともに、保護者の多様な就労形態や保育ニーズに対応できるよう、教育・保育の提供体制を引き続き確保すること。

#### イ 質の向上の取組のさらなる推進

「八王子市子ども・若者育成支援計画」「八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針」に基づき、現在保育所や幼稚園等で実施している質の向上に関する取組を引き続き支援し、幼児教育・保育の質の維持・さらなる向上を図ること。

特に、施設類型にかかわらず、すべての施設を研修等の対象とすることや、保護者へのアプローチの視点を取り入れた研修の実施、体験型研修の拡充により、幼児教育・保育の質の向上に資する取組を推進すること。なお、保育士の配置基準は質を確保する上で重要であることから、今後も国の基準を上回る配置基準や、教育・保育の提供体制を安定的に確保するために必要な措置を講じること。

#### ウ 社会環境の変化に応じた柔軟な対応

近年、就学前児童数の減少や子育て施策に対するニーズの多様化、国や都の政策展開など、こどもを取り巻く社会環境は複雑かつ多様化し、常に変化し続けている。こうした変化に対応し、「こどもまんなか社会」を実現するためには、これまでの施策の効果や、今後予想される課題を正しく認識し、適切に対応していくことが求められる。

そのためには、こども、保護者、保育従事者などの施策と関わりのある関係者の意見を、様々な形で施策に反映させる必要があることから、必要な時期に、アンケート等の社会調査を実施すること。また、こどもの育ちや幼児教育の質に関する設問を設定するなど、広い視点から実態を把握するよう努めること。

さらに、急速に変化する社会情勢を適時適切に把握し、施策の効果を分析検証できるよう、「八王子市子ども・若者育成支援計画」の策定に係る検討の開始前（おおむね策定の2～3年前）、または検討段階において、アンケート等を実施し、計画や施策に反映すること。

なお、国や都の政策動向、こどもを取り巻く社会情勢の変化等が、市の施策に大きな影響を及ぼす場合には、5年ごとの「八王子市子ども・若者育成支援計画」の計画期間に限らず、その背景や社会的影響を踏まえ、必要に応じて認定こども園施策の方向性について検討を行うこと。

#### エ 将来にわたって持続可能な対応の検討

国や都の政策動向を的確に把握しつつ、社会情勢や多様化するニーズの変化に対応し、八王子市で育つすべての子どもが、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせるように、施策の充実と財政面のバランスなどを十分に検討し、未来を見据えた判断が求められることを認識したうえで、保育施策を慎重に検討すること。

<参考資料>

- ・八王子市「八王子市子ども・若者育成支援計画(ビジョンすくすくとくはちおうじ)」
- ・八王子市「乳幼児すくすくとくはちガイドライン」
- ・八王子市「乳幼児期の教育・保育に関する方針」
- ・八王子市「市税白書」
- ・こども家庭庁「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」
- ・こども家庭庁「保育政策の新たな方向性について」
- ・厚生労働省「保育所保育指針」
- ・文部科学省「幼稚園教育要領」
- ・内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」
- ・文部科学省「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料」
- ・東京都「東京都子供・子育て支援総合計画(第3期)」

<附属資料>

- ・審議経過資料